

内野邸施設利用案内

明治 36 年に建築された内野邸の母屋と穀蔵が会議やイベントなどに利用できるようになりました。ご希望の方は、所定の利用申請書にご記入の上、ファックスでご送信下さい。

ご使用の希望日の一ヶ月前から先着順でお受けいたします。内容を確認の上、後日許可証を返送しますので、利用当日にご持参下さい。

申請書送付用ファックス番号 **0465-22-2219**（ファックス専用）

電話でのお問合せは、小田原市郷土文化館 **0465-23-1377**まで

内野邸は貴重な歴史的建造物です。使用後は必ず清掃の上、ゴミはお持ち帰りください。また、施設内でのアルコール類の摂取は禁止です。駐車場はありません。

なお、公序良俗を乱す恐れがある場合、施設を損傷・変形する恐れがある場合、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になる場合、宗教行為及び政治活動に使用する場合、楽器の演奏など大音量の発生を伴う場合（夜間）、飲食のみを目的とする場合などは利用できませんのでご注意下さい。

利用時間と使用料、定員

	母屋（定員：1階30名／2階20名）	穀蔵（定員30名）
午前（ 9時～12時）	800円	400円
午後（13時～17時）	1,000円	500円
夜間（18時～21時）	1,000円	500円

*使用料は利用当日の利用開始前に現金でお支払いください。

*連続使用の場合の使用料は、各時間帯の使用料を合算した額となります。

*入場料や観覧料・参加料などの収益を上げる場合の使用料は倍額となります。

*連続使用は、母屋は2日、穀蔵は14日を限度とします。



内野邸母屋全景



母屋2階



母屋1階隠居部屋